

「【総論】総論関係」に係る検討

4. 財務書類の一般原則（質的特性）

○「中間とりまとめ」における記述

- ・新たな基準の設定にあたっては、現実問題として、地方公会計よりも企業会計の方が先行し、一般的に普及していること等を踏まえると、企業会計をベースにしながらも、税収等の地方公会計の固有の論点を考慮して整理することが適当である。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 26. 地方公共団体における財務書類の質的特性とは、上記の財務書類を作成する目的を達成する上で、財務情報として具備すべき定性的な要件をいう。その内容に応じて、大きくは以下の五つ（理解可能性の原則、完全性の原則、目的適合性の原則、信頼性の原則、その他の質的特性）に分類される。 27. 理解可能性の原則とは、地方公共団体の財務書類は、利用者が投資家など会計の専門知識を持った人々に限られず、一般の住民にも理解できるようなものでなければならないため、できるだけ簡潔に分かりやすいものとしなければならない原則をいう。 28. 完全性の原則とは、地方公共団体の財務書類は、すべての財源とその使途に関する情報を含んでいなければならないという原則をいう。具体的には、ストック情報（ある一時点の財産残高）としてすべての経済資源を網羅すべきことはもちろん、フロー情報（一会計期間の取引高）としても、損益取引のみならず、純資産及びその内部構成を変動させる損益外のすべての取引（資本取引等）をも総額表示で網羅すべきことを意味する。完全性の原則は、地方公共団体の予算等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる上で、公会計において特に重要な質的特性である。 29. 目的適合性の原則とは、決算情報の開示と住民による財政規律という目的を達成する上で、財務書類がその利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、①情報利用者が事後的に地方公共団体の財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、②情報利用者が地方公共団体の財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、③財務書類が遅延なく適時に行われているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。 30. 信頼性の原則とは、地方公共団体における財務書類の目的である決算情報の開示と住民による財政規律を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済的実態を反映しているか（実質優先主義）、②情報利用者の意思決定を歪めることはないか（中立性）、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点等が考慮されるべきである。 31. その他の一般的特性としては、企業会計の場合と同様、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影	・ 特になし。

響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか（重要性）、②財務情報が会計期間または他の会計主体との間で比較し得るものか（比較可能性）という点等が考慮されるべきである。	
--	--

○課題・論点

- ・地方公営企業会計や地方独立行政法人会計等では、企業会計原則を踏まえた会計処理の原則を記載しているが、同様に記載すべきか。

○論点整理の考え方

- ・地方公会計については、企業会計や地方公営企業会計、地方独立行政法人会計等とは異なり、現金主義会計を補完するものとして整備するものであるため、現行どおり、会計処理の原則としての記載は必要ないものとする。
- ・ただし、説明責任を遂行し、意思決定に有用な情報を提供するという観点から、現行どおり質的特性は記載する。

○基準の方向性

地方公共団体における財務書類の質的特性とは、財務書類を作成する目的を達成する上で、財務情報として具備すべき定性的な要件をいい、その内容に応じて、大きくは以下の6つに分類される。

1. 理解可能性

- ・地方公共団体の財務書類は、利用者が会計の専門知識を持った人々に限られず、一般の住民にも理解できるようなものでなければならないため、できるだけ簡潔に分かりやすいものとしなければならない。

2. 完全性

- ・地方公共団体の財務書類は、すべての情報を含んでいなければならない。具体的には、ストック情報（ある一時点の財産残高）としてすべての経済資源を網羅すべきことはもちろん、フロー情報（一会計期間の取引高）としても、損益取引のみならず、純資産及びその内部構成を変動させる損益外のすべての取引（資本取引等）をも網羅すべきことを意味する。完全性の原則は、地方公共団体の予算等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる上で、公会計において特に重要な質的特性である。

3. 目的適合性

- ・情報利用者の意思決定に有用でわかりやすい財務情報の提供と説明責任の履行という目的を達成する上で、財務書類がその利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、情報利用者が事後的に地方公共団体の財務情報を評価することに役立つか（事後的評価可能性）、情報利用者が地方公共団体の財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか（予測・シミュレーション可能性）、財務書類が遅延なく適時に行われているか（適時性）という点等が考慮されるべきである。

4. 信頼性

- ・地方公共団体における財務書類の目的である決算情報の開示と住民による財政規律を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済的実態を反映しているか（実質優先主義）、情報利用者の意思決定を歪め

ることではないか（中立性）、財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか（表示の忠実性）という点等が考慮されるべきである。

5. 比較可能性

- ・本基準の目的でもある、財務情報が会計期間または他の会計主体との間で比較し得るものかという点等が考慮されるべきである。

6. 重要性

- ・企業会計の場合と同様、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るかという点等が考慮されるべきである。

○留意点

- ・特になし。

**【総論】財務書類の一般原則(質的特性)に係る参考資料
(質的特性に係る対比表)**

		基準モデル	国際会計基準
規定箇所		新地方公会計制度研究会報告書	第1号 財務諸表の表示
理解可能性		理解可能性の原則とは、地方公共団体の財務書類は、利用者が投資家など会計の専門知識を持った人々に限られず、一般の住民にも理解できるようなものでなければならないため、できるだけ簡潔に分かりやすいものとしなければならない原則をいう。	利用者が、通常その意味を理解できると考えられる時、情報は理解可能となる。この目的上、利用者は、主体の活動と事業環境を良く知っており、その主体の情報を研究したいと望んでいるのが前提である。複雑な事柄についての情報は、一部の利用者が理解することが困難だという理由だけで財務諸表から除外すべきではない。
目的適合性		目的適合性の原則とは、決算情報の開示と住民による財政規律という目的を達成する上で、財務書類がその利用者にとってどれだけ有用性があるかを意味する。目的適合性の有無を判断するためには、①情報利用者が事後的に地方公共団体の財務情報を評価することに役立つか(事後的評価可能性)、②情報利用者が地方公共団体の財政状態等について将来予測やシミュレーションを行うことに役立つか(予測・シミュレーション可能性)、③財務書類が遅延なく適時に行われているか(適時性)という点等が考慮されるべきである。	情報は、利用者が、過去、現在若しくは将来の事象を評価し、又は利用者の過去の評価を確認し訂正するのに使われる可能性があるならば、その情報は利用者にとって目的適合性がある。目的適合性があるためには、情報は、適時性も兼ね備えなくてはならない。
信頼性		信頼性の原則とは、地方公共団体における財務書類の目的である決算情報の開示と住民による財政規律を達成する上で、その情報がどれだけ信頼に値する正確性と真実性を有するかを意味する。信頼性の有無を判断するためには、①財務情報が取引事象の法律的形式よりもその実質と経済の実態を反映しているか(実質優先主義)、②情報利用者の意思決定を歪めることはないか(中立性)、③財務書類の表示が取引事象を忠実に反映するものとなっているか(表示の忠実性)という点等が考慮されるべきである。	情報は、重大な誤謬及び偏向が除去され、またそれが表示しようとするか、あるいは表示されることが合理的に期待される事実を忠実に表現したものとして利用者が信頼する場合に、信頼性の特性を有する。
その他の一般的特性	重要性	その他の一般的特性としては、企業会計の場合と同様、①財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか(重要性)、②財務情報が会計期間または他の会計主体との間で比較し得るものか(比較可能性)という点等が考慮されるべきである。	情報の目的適合性は、その性質及び重要性によって影響を受ける。 情報は、その脱漏や虚偽表示が、財務諸表に基づいて利用者が行う意思決定又は査定に影響を与える場合は、重要性を有する。重要性は、脱漏や虚偽表示があった特定の状況下で判断される当該項目又は誤謬の性質と大きさに依存する。したがって、重要性は、情報が有用であるために有していなければならない主要な質的特徴の一つであるというよりは、入口又は境界線を示すものである。
	比較可能性		利用者が、財務諸表上のある情報と他の報告書上の情報との間の類似点や相違点を識別できる時は比較可能性がある。比較可能性は、次の事項に適用できる。 ・異なる主体間の財務諸表の比較、 ・同じ主体の多期間の財務諸表の比較 比較可能性の質的特徴の重要な意味は、利用者に対して、財務諸表の作成に当たって採用した会計方針、その方針の変更及びこれらの変更の影響を知らせることである。利用者は、主体の業績を各期ごとに比較したいと望むので、財務諸表は当期に対応する過年度の情報を示すことが重要である。
完全性		完全性の原則とは、地方公共団体の財務書類は、すべての財源とその用途に関する情報を含んでいなければならないという原則をいう。具体的には、ストック情報(ある一時点の財産残高)としてすべての経済資源を網羅すべきことはもちろん、フロー情報(一会計期間の取引高)としても、損益取引のみならず、純資産及びその内部構成を変動させる損益外のすべての取引(資本取引等)をも総額表示で網羅すべきことを意味する。完全性の原則は、地方公共団体の予算等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる上で、公会計において特に重要な質的特性である。	財務諸表における情報は、重要性和費用という制約の範囲内で完全であるべきである。

5. 財務書類の構成要素

○「中間とりまとめ」における記述

- ・財務書類の体系については、現行のいずれの作成方式においても、貸借対照表で会計年度末における資産と負債のバランスを示すとともに、資金収支計算書で一会計期間における現金等の収入と支出のバランスを示している。その上で、行政コスト計算書と純資産変動計算書のいずれか又は両方の書類によって、一会計期間における発生主義による費用と収益やその他の純資産の変動を示すという役割分担になっている。
- ・地方公共団体の財務業績については、①一会計期間の経常的な費用がどの程度あり、②それが税収等の財源によってどのように賄われ、③固定資産の増減等を含め、将来に引き継ぐ純資産がどのように変動したかを示すことによって評価することが適当であると考ええる。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 32. 財務書類の構成要素は、それぞれ異なる属性を有する大項目、すなわち、資産、負債、純資産、費用、収益、損益外純資産減少原因及び損益外純資産増加原因を意味する。 42. 財政状態とは、貸借対照表上の構成要素（資産・負債・純資産）の残高を意味する。 43. 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。 44. このうち、①将来の経済的便益とは、市場での売却等による実現可能価値、または将来の経済的便益の割引現在価値として、測定が可能な資源を意味する。他方、②潜在的なサービス提供能力とは、その貨幣的評価は不可能であるが、公共目的への貢献それ自体に存在意義が認められることから、再調達原価等による計算擬制（見積り）をもって、公会計上の測定値とすべきものをいう。 45. 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。 47. 純資産とは、①特定の会計主体の実質的所有者から当該会計主体に対する拠出及び②当該会計主体の活動等によって獲得された余剰（または欠損）の蓄積残高をいい、その金額は資産と負債の差額として計算される。 48. 純資産は、その源泉（ないし運用先）との対応によって区分表示される。本基準モデルにおいては、純資産の内部構成を「財源」、「資産形成充当財源」及び「その他の純資産」に区分して表示する。 49. なお、開始貸借対照表を作成する際、資産形成に関する財源充当等が不明確なものについては、「その他の純資産」の細分類である「開始時未分析残高」として処理し、以後、金額を固定した上で継	・特になし

統的に表示する。また、総務省方式等の取得原価方式から、公有財産台帳方式に移行していく場合においても、評価差額を「開始時評価差額」として処理し、同様に継続的に表示する。

50. 業績とは、行政権の執行による成果等であって、行政コスト計算書上の構成要素（費用・収益）の期中取引高を意味する。

51. 費用とは、①一会計期間中における活動の成果を生み出すための努力として、②資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、③会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の減少原因をいう。

52. なお、固定資産形成や長期金融資産への資本的支出は、純資産（総額）の変動をもたらすものではないから、上記②の要件に該当せず、費用としては計上されない（むしろ純資産変動計算書上の損益外純資産減少原因として計上される）点に留意すべきである（第 63 段落参照）。

53. 収益とは、①一会計期間中における活動の成果として、②資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、③会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の増加原因をいう。

54. ここでは、税收を主権者としての住民からの拠出と捉えていることから、上記③の要件に該当せず、収益としては計上されない（むしろ純資産変動計算書上の損益外純資産増加原因として計上される）としている（第 67 段落参照）。

55. また、国庫支出金等の受入のうち、資本移転収入（経常費用に対応する経常移転収入に該当しない場合）も、収益としては計上されない（むしろ純資産変動計算書上の損益外純資産増加原因として計上される）点に留意すべきである（第 67 段落参照）。

56. 純資産の変動とは、政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動であって、純資産変動計算書上の構成要素（損益外純資産減少原因・損益外純資産増加原因）の期中取引高を意味する。

57. 地方公共団体が過去・現在・未来にわたる時間軸上の資源配分を行う会計主体であるとすれば、その純資産の変動こそが現役世代と将来世代との間での資源の配分を意味することとなる。例えば、純資産の減少は、現役世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味する。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するので、その分、将来世代の負担は軽減されたこととなる。

58. 純資産変動計算書は、損益勘定で処理されないすべての取引事象、すなわち、当該会計期間中の純資産及びその内部構成の変動を対象とする。かかる純資産及びその内部構成の変動は、当期に費消可能な資源の流出入であるか、資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流出入であるかという発生形態の別によって、「財源」と「資産形成充当財源」とに大きく二分される。

59. まず、「財源」の調達・使途とは、当該会計期間中の純資産及びその内部構成の変動であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として当期に費消可能な資源の流出入をいう。具体的には、収益の定義に該当しない税收や資本移転収入の他、費用の定義に該当しない資本的支出等に関連する資源の流出入がこれに当たる（第 52 段落、第 54 段落及び第 55 段落参照）。

60. なお、公債発行による資金調達については、「財源」の調達から除外される。なぜなら、公債の発行は、将来の償還を要するという意味で、将来の財源の使途を現時点で拘束するものであり、あくまでも純資産を増加させる取引とは認められないからである。

61. これに対して、「資産形成充当財源」の変動とは、当該会計期間

中の純資産及びその内部構成の変動であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流出入をいう。換言すれば、資産形成充当財源とは、財源が使用されて固定資産などに転化したもの、すなわち財源が将来世代も利用可能な資産の形に変化したものを意味する。

62. 損益外純資産減少原因とは、①当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少をもたらすものであって、②損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の減少原因をいう。損益外純資産減少原因は、その発生形態の別によって、「財源の使途」、「資産形成充当財源の減少」及び「その他の純資産の減少」に細分類される。

63. 「財源の使途」とは、当該会計期間中における財源の減少であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として当期に費消可能な資源の流出をいう。具体的には、純経常費用（行政コスト計算書の収支尻）への財源措置、固定資産形成、長期金融資産（貸付金・出資金等）への資本的支出に関連する財源の流出等を指す。

64. 「資産形成充当財源の減少」とは、当該会計期間中における資産形成充当財源の減少であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流出をいう。会計処理上は、資産形成に充当された資産見返勘定を減少させる取引を意味する。具体的には、減価償却・直接資本減耗や除売却による固定資産減少額、償還による長期金融資産減少額及び再評価損等を指す。

65. 「その他の純資産の減少」は、上記「財源の使途」または「資産形成充当財源の減少」、に該当しない損益外での純資産の減少を意味する。

66. 損益外純資産増加原因とは、①当該会計期間中における資産の流入もしくは増価、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加をもたらすものであって、②損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の増加原因をいう。損益外の純資産増加は、その発生形態の別によって、「財源の調達」、「資産形成充当財源の増加」及び「その他の純資産の増加」に細分類される。

67. 「財源の調達」とは、当該会計期間中における財源の増加であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として資金収入を伴う当期に費消可能な資源の流入をいう。具体的には、主権者としての住民からの拠出である税収の他、国庫支出金等の受入のうち、資本移転収入（経常費用に対応する経常移転収入に該当しない場合）が含まれる。また、固定資産の売却収入（元本分）や長期金融資産（貸付金・出資金等）の償還収入（元本分）も、当期に費消可能な資金収入を伴うことから、これに該当する。

68. なお、既に述べたように（第 60 段落）、公債発行等（負債）による資金調達は、将来の償還を要するという意味で、将来の財源の使途を現時点で拘束するものであり、あくまでも純資産を増加させる取引とは認められないことから、「財源の調達」には該当しないことに留意すべきである。

69. 「資産形成充当財源の増加」とは、当該会計期間中における資産形成充当財源の増加であって、損益勘定に計上されない取引のうち、原則として、資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流入をいう。会計処理上は、資産形成に充当された資産見返勘定を増加させる取引を意味する。具体的には、固定資産形成相当額、長期金融資産（貸付金・出資金等）増加額及び再評価益等を指す。

70. 「その他の純資産の増加」は、上記「財源の調達」または「資産形成充当財源の増加」に該当しない損益外での純資産の増加を意味する。

○課題・論点

- ・「9.財務書類の体系」を踏まえ、構成要素はどうするか。

○論点整理の考え方

- ・これまでの議論を踏まえ、地方公共団体の行財政運営の特性を財務書類において表すにあたり、異なる属性を有する大項目を構成要素として認識する。

<使用料等の収益とその他の財源との区分について>

- ・使用料等については、行政財産や公の施設の使用・利用の対価として徴収するものであり、地方公共団体の収入の中でも、費用と直接結びつけて評価することができるものである。
- ・一方で、税收等の財源については、事業の実施により生ずるものではなく、対価性がなく、むしろ資源配分の結果として評価されるものである。
- ・このような観点からは、使用料等の収益と税收等の財源は、その性質が大きく異なることから、別々の要素として認識することが適当である。

<費用や収益以外の純資産の変動について>

- ・費用や収益以外の純資産の変動に係るものについて、「中間とりまとめ」や「4.財務書類の一般原則」、「9.財務書類の体系」の議論を踏まえ、固定資産の増減等を含めた純資産の変動は、財務書類において示す情報の重要な一部を成している。すなわち、財務書類においては、純資産の変動が現世代と将来世代との間での資源の配分を意味していることから、これらの増減を表すものを構成要素「その他の純資産増加原因」及び「その他の純資産減少原因」として認識する。（「その他の」とするのは、費用・収益以外のものを指すという趣旨）

○基準の方向性

財務書類の構成要素は、それぞれ異なる属性を有する大項目、すなわち、資産、負債、純資産、費用、収益、その他の純資産増加原因、その他の純資産減少原因を意味する。

資産

- ・資産とは、過去の事象の結果として、地方公共団体が支配する資源であって、将来の経済的便益またはサービス提供能力が期待されるものをいう。

負債

- ・負債とは、過去の事象から発生した現在の義務であって、その履行が地方公共団体に対して、将来、経済的便益またはサービス提供能力の減少を生じさせるものをいう。

純資産

- ・純資産とは、資産から負債を控除した正味の資産をいい、過去及び現世代が負担したものをいう。

費用

- ・費用とは、一会計期間中における活動によって発生した、資産の流出もしくは減損、

または負債の発生の形による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、純資産の減少原因をいう。

収益

- ・収益とは、一会計期間中における活動の成果として、資産の流入もしくは増加、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の増加原因をいう。

その他の純資産増加原因

- ・その他の純資産増加原因とは、当該会計期間中における資産の流入もしくは増価、または負債の減少の形による経済的便益またはサービス提供能力の増加をもたらすものであって、損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の増加原因をいう。

その他の純資産減少原因

- ・その他の純資産減少原因とは、当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少をもたらすものであって、損益勘定を経由しない純資産（またはその内部構成）の減少原因をいう。

○留意点

- ・特になし。

【総論】財務書類の構成要素に係る参考資料

	基準モデル	総務省方式改訂モデル	地方公営企業会計	地方独立行政法人会計	国の公会計	国際公会計基準
規定箇所	新地方公会計制度研究会報告書	総務省方式改訂モデル 財務書類の記載要領(改訂版)	地方公営企業が会計を 整理するに当たりよべき指針	地方独立行政法人会計基準及び 地方独立行政法人会計基準注解	一般会計省庁別財務書類の作成基準	第1号 財務諸表の表示
資産	＜資産＞ 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいう。	＜資産＞ 資産とは、過去の事象の結果として地方公共団体が支配する資源であって、以下の項目をいいます。 ・将来の資金流入をもたらすもの ・将来の行政サービス提供能力を有するもの	＜資産＞ 地方公営企業の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方公営企業が支配する資源であって、それにより地方公営企業のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。	＜資産＞ 地方独立行政法人の資産とは、過去の取引又は事象の結果として地方独立行政法人が支配する資源であって、それにより地方独立行政法人のサービス提供能力又は将来の経済的便益が期待されるものをいう。	＜資産＞ 資産については、現金・預金、有価証券、たな卸資産、貸付金、有形固定資産及び出資金等、過去の取引又は事象の結果として各省庁に帰属する一般会計の資源であって、これにより将来の業務提供能力又は経済的便益が期待されるものを計上し、形態を表す科目によって表示する。また、貸借対照表価額については、それぞれの資産の所有目的に応じた評価基準及び評価方法により計上する。	＜資産＞ 資産とは、過去の事象の結果として主体が支配し、かつ、将来の経済的便益又はサービス提供能力が、主体に流入するところが期待される資源である。
負債	＜負債＞ 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、①これを履行するために経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいう。	＜負債＞ 負債とは、過去の事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方公共団体のため、正味の資産をいいます。すなわち、力又は経済的便益の減少を生じさせるものをいいます。すなわち、資産の財源としてのみた場合、翌年度以降に現金支出等の負担が生じることから、将来世代が負担する部分ということができます。	＜負債＞ 地方公営企業の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方公営企業に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるものではない、法律上の債務に限定されるものをいう。	＜負債＞ 地方独立行政法人の負債とは、過去の取引又は事象に起因する現在の義務であって、その履行が地方独立行政法人に対して、将来、サービスの提供又は経済的便益の減少を生じさせるものをいう。	＜負債＞ 負債については、未払金、政府短期証券、借入金、公債及び退職給付引当金等、過去の取引又は事象に起因する各省庁の一般会計の現在の義務であって、その履行により、将来の業務提供能力又は経済的便益の減少を生じさせるものを計上し、性質を表す科目によって表示する。	＜負債＞ 負債とは、過去の事象から発生した当該主体の現在の債務であり、その決済により、経済的便益又はサービス提供能力を有する資源が主体から流出する結果となることが予想されるものである。
純資産	＜純資産＞ 純資産とは、①特定の会計主体の実質的所有者から当該会計主体に対する拠出及び②当該会計主体の活動等によって獲得された余剰(または火損)の蓄積残高をいい、その金額は資産と負債の差額として計算される。	＜純資産＞ 純資産とは、資産から負債を控除したもので、正味の資産をいいます。すなわち、資産の財源としてみた場合、過去及び現在世代が負担した部分ということができます。	＜資本＞ 地方公営企業の資本とは、地方公営企業の業務を遂行するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産の額から負債の額を控除した額に相当するものをいう。	＜純資産＞ 地方独立行政法人の純資産とは、地方独立行政法人の業務を遂行に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。	＜資産・負債差額＞ 貸借対照表における資産と負債の差額については、「資産・負債差額の部」として整理する。資産・負債差額の部については、「資産・負債差額の」の科目で一括計上する。	＜純資産・持分＞ 純資産・持分とは、負債総額を控除した後の主体の資産に対する残余持分である。
費用	＜費用＞ 費用とは、①一会計期間における活動の成果を生み出すための努力として、②資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、③会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の減少原因をいう。	＜行政コスト＞ 行政コストとは、行政サービス提供に伴って発生する純資産の減少要因をいいます。	＜費用＞ 地方公営企業の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方公営企業の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加(又は両者の組合せ)をもたらす経済的便益の減少であって、地方公営企業の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。	＜費用＞ 地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加(又は両者の組合せ)をもたらす経済的便益の減少であって、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。	＜業務費用＞ 業務費用とは、業務実施に伴い発生する資産・負債差額の減少要因をいう。	＜費用＞ 費用とは、当該報告期間中の資産の流出若しくは消費又は負債の発生との経済的便益又はサービス提供能力の減少であり、所有者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものである。
財源	＜収益＞ 収益とは、①一会計期間における活動の成果として、②資産の流入もしくは増便益またはサービス提供能力の増加であって、③会計主体の所有者以外との取引その他の事象から生ずる純資産の増加原因をいう。	＜収益＞ 収益とは、行政サービス提供に対する対価として獲得される純資産の増加要因をいいます。	＜収益＞ 地方公営企業の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方公営企業の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少(又は両者の組合せ)をもたらす経済的便益の増加であって、地方公営企業の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。	＜収益＞ 地方独立行政法人の収益とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の増加又は負債の減少(又は両者の組合せ)をもたらす経済的便益の増加であって、地方独立行政法人の財産的基礎を増加させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。	＜財源＞ 財源の徴収決定済額(当該年度に調査決定を行ったものに限る。)に、資産・負債差額の増減項目とはならない資産の処分に係る収入及び貸付金回収収入等を加減した額を計上する。	＜収益＞ 収益とは、所有者からの拠出に関連するもの以外で、純資産・持分の増加をもたらす一定期間中の主体の通常の事業過程で生ずる経済的便益又はサービス提供能力の総流入である。

※上記は「規定箇所」を引用しているが、「国の公会計」の「費用(業務費用)」については、「一般会計省庁別財務書類の作成基準」等をもとに、その考え方を記載。

※「基準モデル」においては、このほかに「増益外純資産増加原因」がある。

・「増益外純資産減少原因」:増益外純資産減少原因とは、①当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービスの減少及び「その他の純資産の減少」に細分類される。

・「増益外純資産増加原因」:増益外純資産増加原因とは、①当該会計期間中における資産の流入もしくは増価、または負債の減少による経済的便益またはサービスの増加をもたらすものであって、②増益外純資産増加原因の増加原因をいう。増益外純資産増加は、その発生形態の別によって、「財源の調達」、「資産形成充当財源の増加」及び「その他の純資産の増加」に細分類される。